

下水道法第10条第1項ただし書（排水設備設置義務免除）、横浜市下水道条例第3条第1項第2号ただし書（排水設備接続特例）に関する事務取扱要領の一部改正について

1 要領の趣旨

横浜市では、下水道法第10条第1項ただし書（排水設備設置義務免除）、横浜市下水道条例第3条第1項第2号ただし書（排水設備接続特例）を基に、一定の基準を満たす下水を、公共用水域や雨水管に排水することを許可しています。下水道法第10条第1項ただし書（排水設備設置義務免除）及び横浜市下水道条例第3条第1項第2号ただし書（排水設備接続特例）で定める水質基準は公共下水道からの放流水の水質基準に基づき定めています。

2 主な改正内容

公共下水道からの放流水の水質基準のうち、下水道管理者が定める計画放流水質に基づき、要領の水質基準を変更します。

現行

※ 計画放流水質

	東京湾流域		境川等流域	
	当面	将来	当面	将来
BOD (mg/l)	15	15	15	15
T-N (mg/l)	20	16	—	20
T-P (mg/l)	2	1.4	3	3

要領改正後の水質基準

※計画放流水質

	東京湾流域	境川等流域
BOD (mg/l)	15	15
T-N (mg/l)	20	—
T-P (mg/l)	2	—

3 その他

本改正案は確定したものではありません。意見公募等の結果により修正や見直しを行う場合があります。